玄米及び精米品質表示基準Ｑ＆Ａ　目次

平成２１年８月一部改正

（全体）
１　袋詰めされた精米の具体的な表示例を教えて下さい。

２　産年及び精米年月日を欄外に記載する場合の方法を教えて下さい。

３　販売者の名称、住所及び電話番号を表示する場合それぞれの表示内容ごとに文字の大きさを変えてもよいのでしょうか。

４　表示義務を負っているのは販売業者ですか、精米工場ですか。

５　通信販売する精米も対象となるのですか。

６　特定の生産者（グループ）と消費者（グループ）が、品質、価格について契約を交わして取り引きする場合も表示をしなければならないのですか。

７　玄米又は精米に、①精麦又は雑穀を混合した商品、②ビタミン強化米を混合した商品も玄米及び精米品質表示基準の対象になるのですか。この場合、どのように表示すればいいのですか。

８　赤米、黒米、紫黒米等と呼ばれているいわゆる古代米も玄米及び精米品質表示基準の対象になるのですか。この場合、どのように表示すればいいのですか。また、一括表示欄の枠外に赤米、黒米、紫黒米と表示することは可能でしょうか。

９　米ぬかには玄米及び精米品質表示基準に基づく表示は必要でしょうか。

１０　ばら売りの場合にも表示が必要ですか。この場合、どのように表示すればいいのですか。

１１　インターネット等での通信販売において重量、精米度合い等を選択・指定して注文する販売形態の場合は、ばら売りとみなされますか。

１２　業者間の取引（業務用）にも表示が必要ですか。この場合、どのように表示すればいいのですか。

１３　米について、表示の根拠となる書類は、どのようなものを保存しなければならないのですか。

１４　表示の根拠となる書類は、どの程度の期間保存する必要があるのですか。

１５　平成２１年１月の品質表示基準の改正により、使用割合の記載の仕方が「％」から「割」に変更になった経緯を教えてください。

１６　使用割合の記載の仕方が「％」から「割」に変更されることで、表示の基準を緩めることにならないのですか。

（単一原料米の原料玄米の表示関係）
１７　袋詰めされた単一原料米の原料玄米について、具体的な表示例を教えて下さい。

（単一原料米以外の原料玄米の表示関係）
１８　袋詰めされた単一原料米以外の原料玄米について、具体的な表示例を教えて下さい。

１９　単一原料米以外の原料玄米について、「複数原料米」以外にどのような記載の仕方がありますか。

２０　単一原料米以外の原料玄米の産地、品種又は産年を表示する場合、いわゆる三点セットではなくその一部を記載してもいいのですか。

２１　複数の証明米を混合して用いた場合、混合した原料玄米の一部についてだけ産地、品種又は産年を表示してもいいのですか。

２２　例えば異なる原料玄米を７５％と２５％の割合で混合した場合は、使用割合はどのように記載したらよいですか。

（共通の表示方法関係）
２３　農産物検査法による証明とは具体的にどのようなものですか。

２４　農産物検査法による証明は付されていませんが、他の方法により産地、品種及び産年が確認できる場合にも、これらを表示してはいけないのですか。

２５　輸出国の公的機関等による証明とは具体的にどのようなものですか。

２６　産地について「一般に知られている地名」とは具体的にどのようなものですか。

２７　輸入品の場合、例えば「カリフォルニア産」等と国名を省略した形で表示することはできるのですか。

２８　精米年月日又は輸入年月日が異なるものを混合した場合、精米年月日又は輸入年月日をどのように表示すればいいのですか。

２９　証明米について、一括表示欄以外の場所に産地、品種又は産年を表示したい場合、どのように表示すればいいのですか。

３０　一括表示欄以外の場所に一括表示欄で記載されていない産地、品種又は産年を記載してはいけないのですか。

３１　二期作の場合でも１２月３１日までに袋詰めしたものには、「新米」と表示していいのですか。

３２　栄養成分を表示する場合、玄米及び精米品質表示基準で何か規定があるのですか。

３３　平成２１年１月の改正について、移行期間はどのくらいありますか。

３４　米トレサ法が施行された後も、玄米及び精米品質表示基準に基づく表示が必要ですか。

（全体）

（問１）袋詰めされた精米の具体的な表示例を教えて下さい。

（答）

1　表示すべき事項は、①名称、②原料玄米、③内容量、④精米年月日、⑤販売業者の氏名又は名称、住所及び電話番号です。具体的には定められた様式に基づき、次により表示します。

2　名称は、もち精米は「もち精米」、うるち精米にあっては「うるち精米」又は「精米」と記載します。また、うるち精米のうち胚芽を含む精米の製品に占める重量の割合が８０％以上のものにあっては「胚芽精米」と記載します。なお、様式中「名称」に代えて「品名」と記載することができます。

3　原料玄米は、

①　産地、品種及び産年（以下「産地等」という。）が同一であり、産地等の証明を受けた原料玄米については、「単一原料米」と記載し、その産地等を併記します。この場合における産地は、国産品にあっては都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあっては原産国名又は原産国名及び一般に知られている地名を記載します。

（表示例）

名　　称	精　　米		
原料玄米	産　地	品　種	産　年
	単一原料米 ○○県	○○ヒカリ	○○年産
内　容　量	○ｋｇ		
精米年月日	○○．○○．○○		
販　売　者	○○米穀株式会社 ○○県○○市○○町○○　○－○○ 電話番号　○○○（○○○）○○○○		

使用割合欄を削除

②　①に該当しない原料玄米を用いる場合は、「複数原料米」等原料玄米の産地等が同一でないか、又は産地等の全部若しくは一部が証明を受けていない旨を記載し、その産地及び使用割合を併記します。その場合には、国産品及び輸入品の原産国ごとに使用割合の多い順に記載します。

（表示例）

	産　　地	品　　種	産　　年	使用割合
原料玄米	複数原料米 国内産 中国産			 ８割 ２割

（注）「複数原料米」のほか、消費者に表示と内容に矛盾がなく誤認を与えない用語としては、問１９を御参照下さい。

③　②の場合で原料玄米に産地、品種又は産年について証明を受けたもの（以下「証明米」という。）がある場合は、証明を受けた項目について②の表示の「原産国名及び使用割合」の次に括弧を付して産地等を使用割合と併せて記載することができます。

なお、産地等の一部を表示する場合にあっては、表示する全ての証明米について原産国ごとに表示項目をそろえて記載して下さい。

（表示例）

	産　　地	品　　種	産　　年	使用割合
原料玄米	複数原料米 アメリカ産 （○○州 ○○州） 国内産 （○○県 ○○県）	 ○○ヒカリ ○○コマチ	 ○○年産 ○○年産	 ６割 ４割 ２割 ４割 ２割 ２割

④　原料玄米に産地等の全部について証明を受けていないもの（未検査米）が含まれている場合には、当該未検査米については②の「原産国名及び使用割合」の表示の次に括弧を付して「未検査米」とその割合と併せて記載することができます。

（表示例）

	産　　地	品　　種	産　　年	使用割合
原料玄米	複数原料米 国内産 （○○県産 未検査米）	 ○○ヒカリ	 ○○年産	 １０割 ８割 ２割

４　内容量は、内容重量をグラム又はキログラムの単位で単位を明記して記載します。

５　精米年月日は、原料玄米を精白した年月日を表示します。精米年月日や輸入年月日の異なるものを混合した場合には、それらの最も古い精米年月日または輸入年月日を記載します。

6　販売者は、販売業者等の氏名又は名称、住所及び電話番号を記載することになりますが、販売業者等の屋号やデザイン化されたロゴを併記することは差し支えありません。
　また、精米にあっては、販売業者に代えて精米工場を記載することができますが、この場合には当該工場を所有する業者名及びその工場名、住所並びに電話番号を記載することになります。

（問２）産年及び精米年月日を欄外に記載する場合の方法を教えて下さい。

（答）

1　産年及び精米年月日については、一括表示欄の該当する欄に記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができます。

2　この場合の「記載箇所の表示」の仕方としては、消費者にとってその記載箇所が分かるよう具体的な位置を明記することが必要です。単なる「欄外記載」、「枠外記載」等具体的な記載箇所を明記していない場合は不適切です。具体的には、「一括表示欄の右側に記載」、「一括表示欄の右（又は左）側面下（又は上）に記載」、「反対面下部に記載」等記載箇所を表示して下さい。

3　また、米の袋には表裏の定義はありませんので、表や裏といった表現の仕方は避けて下さい。

（問３）販売者の名称、住所及び電話番号を表示する場合それぞれの表示内容ごとに文字の大きさを変えてもよいのでしょうか。

（答）

1　表示欄における表示に用いる文字の大きさについては、玄米及び精米品質表示基準別記様式の備考２にあるとおり「表示に用いる文字は、日本工業規格Ｚ８３０５（１９６２）に規定する１２ポイント（内容量が３キログラム以下のものにあっては、日本工業規格Ｚ８３０５（１９６２）に規定する８ポイント）の活字以上の大きさの統一のとれた活字としなければならない。」とされています。

2　従って、消費者への的確な情報提供の観点からむやみに字の大きさを変えることは好ましくありません。

（問４）表示義務を負っているのは販売業者ですか、精米工場ですか。

（答）

1　原則として販売業者が表示の義務を負うことになります。

2　なお、精米については、販売業者に代わって精米工場が表示することができますが、この場合にも販売業者段階で必要な表示が行われているか確認して販売することになります。

（問５）通信販売する精米も対象となるのですか。

（答）

1　通信販売するものであっても、精米を一般消費者に販売する場合には表示がされていることが必要です。

2　一般消費者に精米を販売される方はすべて小売販売業者と位置づけられますので、精米を入れている容器又は包装に品質表示基準に基づき表示をすることが必要です。

（問６）特定の生産者（グループ）と消費者（グループ）が、品質、価格について契約を交わして取り引きする場合も表示をしなければならないのですか。

（答）

表示は、すべての販売業者に義務付けられていますので、たとえ特定の生産者（グループ）が特定の消費者（グループ）と契約を交わして取り引きを行っている場合も、販売業者として表示を行うことが必要となります。

（問７）玄米又は精米に、①精麦又は雑穀を混合した商品、②ビタミン強化米を混合した商品も玄米及び精米品質表示基準の対象になるのですか。この場合、どのように表示すればいいのですか。

（答）

1①　精麦又は雑穀を混合した商品は、生鮮食品品質表示基準で米穀を「精麦又は雑穀を混合したものを含む。」と規定していますので、玄米及び精米品質表示基準の対象と

なります。

② ビタミン強化米は、精米にビタミンなどの栄養素を添加しただけのものであり、精米としての本質は変わらないので、ビタミン強化米を混合した商品は、玄米及び精米品質表示基準の対象となります。

2 具体的な表示方法は、玄米及び精米品質表示基準の規定に従い、内容量は精麦等を合計した内容重量とし、内容重量の表示の次に括弧を付して「精麦」、「あわ」、「ひえ」等最も一般的な名称にその重量を併記して記載します。

なお、ビタミン強化米を混合した商品の表示に当たっては、精麦又は雑穀を混合した場合の表示方法と同様の扱いとします。

（表示例）

名　　称	精　　米			
原料玄米	産　地	品　種	産　年	使用割合
	複数原料米 国内産			１０割
内　容　量	５００ｇ（精麦５０ｇ、あわ５０ｇ）			
精米年月日	○○．○○．○○			
販　売　者	○○米穀株式会社 ○○県○○市○○町○○　○－○○ 電話番号　○○○（○○○）○○○○			

（問８）赤米、黒米、紫黒米等と呼ばれているいわゆる古代米も玄米及び精米品質表示基準の対象になるのですか。この場合、どのように表示すればいいのですか。また、一括表示欄の枠外に赤米、黒米、紫黒米と表示することは可能でしょうか。

（答）

1 これらのいわゆる古代米はその玄米の表皮の色沢等から「赤米」、「黒米」、「紫黒米」等と呼ばれていますが、いずれも玄米に該当しますので、玄米及び精米品質表示基準の対象になります。

2 また、品種の特定はできませんが、赤米、黒米、紫黒米等は一般の玄米と比較して商品特性が明らかに異なり、消費者が外観から容易に判断できることから、一括表示欄の外に赤米等と記載して差し支えありません。

（表示例）

①　産年について証明を受けた赤米の場合で、産年を表示する場合

<table>
<tr><td>名　　称</td><td colspan="4">玄　　米</td></tr>
<tr><td rowspan="2">原料玄米</td><td>産　地</td><td>品　種</td><td>産　年</td><td>使用割合</td></tr>
<tr><td colspan="4">複数原料米
国内産　　１０割
（　　○○年産　　１０割）</td></tr>
<tr><td>内　容　量</td><td colspan="4">○ｋｇ</td></tr>
<tr><td>調製年月日</td><td colspan="4">○○．○○．○○</td></tr>
<tr><td>販　売　者</td><td colspan="4">○○米穀株式会社
○○県○○市○○町○○　○－○○
電話番号　○○○（○○○）○○○○</td></tr>
</table>

②　産年について証明を受けていない赤米の場合

<table>
<tr><td>名　　称</td><td colspan="4">玄　　米</td></tr>
<tr><td rowspan="2">原料玄米</td><td>産　地</td><td>品　種</td><td>産　年</td><td>使用割合</td></tr>
<tr><td colspan="4">複数原料米
国内産　　１０割</td></tr>
<tr><td>内　容　量</td><td colspan="4">○ｋｇ</td></tr>
<tr><td>調製年月日</td><td colspan="4">○○．○○．○○</td></tr>
<tr><td>販　売　者</td><td colspan="4">○○米穀株式会社
○○県○○市○○町○○　○－○○
電話番号　○○○（○○○）○○○○</td></tr>
</table>

（問９）米ぬかには玄米及び精米品質表示基準に基づく表示は必要でしょうか。

（答）

米ぬかは加工食品にあたりますので、加工食品品質表示基準に基づき表示をすることが必要です。

（問１０）ばら売りの場合にも表示が必要ですか。この場合、どのように表示すればいいのですか。

（答）

1　玄米及び精米品質表示基準は、「玄米及び精米（容器に入れ、又は包装されたものに限る。）に適用する。」と規定していることから、ばら売りの玄米及び精米については、この基準は適用されず、生鮮食品品質表示基準が適用されることになります。

2　したがって、一般消費者にばら売りする場合は、生鮮食品品質表示基準の規定に基づき、「名称」及び「原産地」を表記した立て札等により表示を行って下さい。

3　なお、品種、産年について表示する場合は、消費者への的確な情報提供を行う観点から玄米及び精米品質表示基準に準じて農産物検査法等により証明を受けたものを記載することが望ましいと考えます。

（問１１）インターネット等での通信販売において重量、精米度合い等を選択・指定して注文する販売形態の場合は、ばら売りとみなされますか。

（答）

このような場合は、通常の店頭販売でのばら売りのように現物を見て購入することができないため、原則としてばら売りとはみなされません。したがって、消費者の手元に届く容器に入れ、又は包装された商品に対しては、玄米及び精米品質表示基準に基づいた表示が必要です。

（問１２）業者間の取引（業務用）にも表示が必要ですか。この場合、どのように表示すればいいのですか。

（答）

1　業者間の取引であっても、表示が義務付けられています。

2　最終的に一般消費者用に袋詰めされる前の米やばら売りされる米については生鮮食品として、また、加工食品の原料となる米については業務用生鮮食品として、それぞれ生鮮食品品質表示基準に基づき表示をすることが必要です。

（問１３）米について、表示の根拠となる書類は、どのようなものを保存しなければならないのですか。

（答）

1　平成２０年１月の生鮮食品品質表示基準の改正により、表示の根拠について書類を整備し、これを保存するよう努めることが定められました。

2　このような書類（書類の写し、電子媒体を含む。）としては、例えば、

①　仕入れた米についての送り状、納品書、規格書、通関証明書（輸入品の場合）等
②　小分け、調製、精米した米についての仕様書、指示書、精米記録等
③　販売した米についての送り状、納品書、規格書、通関証明書（輸入品の場合）等
④　農産物検査の証明書（産地、品種、産年の証明）
⑤　輸出国の公的機関等による証明書（産地、品種、産年の証明）
⑥　強調した表示に係る根拠書類

などがあります。

（問１４）表示の根拠となる書類は、どの程度の期間保存する必要があるのですか。

（答）

表示の根拠となる書類の保存期間は、取り扱う食品の流通や消費者の実態等に応じ、自らの表示に対する立証責任を果たせるよう、合理的な保存期間を設定していただくこととなりますが、概ね３年を目安として保存していただくことが望ましいと考えています。

（問１５）平成２１年１月の品質表示基準の改正により、使用割合の記載の仕方が「％」から「割」に変更になった経緯を教えてください。

（答）

平成１８年１０月に開催された米の農産物検査等検討会において、単一原料米であっても意図せざる混入があることが示されました。これを受けて、食品の表示に関する共同会議において単一原料米以外の原料玄米の表示方法について議論を行った結果、表示を見た消費者が商品の内容について誤解することを防ぐため、商品の内容をより正確に反映した表示となるよう、「％」から「割」に変更することとしました。

（問１６）使用割合の記載の仕方が「％」から「割」に変更されることで、表示の基準を緩めることにならないのですか。

（答）

「割」表示に改正しても、例えば７５％ならば「７．５割」のように、事実に基づいて表示することが求められますので、表示の基準を緩めるものではありません。（問２２参照）

（単一原料米の原料玄米の表示関係）

（問１７）袋詰めされた単一原料米の原料玄米について、具体的な表示例を教えて下さい。

（答）

1　単一原料米とは、産地、品種及び産年が同一である原料玄米で、産地、品種及び産年について証明を受けたものをいいます。具体的な原料玄米の表示は次のようになります。

（表示例）

（１）国産品

	産　地	品　種	産　年
原料玄米	単一原料米 ○○県	○○ニシキ	○○年産

使用割合欄を削除

産地は都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を記載します。なお、都道府県名と市町村名等の併記も可能です。

（２）輸入品

	産　地	品　種	産　年
原料玄米	単一原料米 米国・○○州	○○ニシキ	○○年産

使用割合欄を削除

産地については、原産国名は必ず記載し、これに加えて州名、都市名等の地名を記載することができます。

（単一原料米以外の原料玄米の表示関係）

（問１８）袋詰めされた単一原料米以外の原料玄米について、具体的な表示例を教え

て下さい。

（答）

1　単一原料米（産地、品種及び産年が同一である原料玄米で産地、品種及び産年について証明を受けたもの）以外の原料玄米の表示は次のようになります。

①　「複数原料米」等原料玄米の産地、品種若しくは産年が同一でないか、又は産地、品種若しくは産年の全部若しくは一部が証明を受けていない旨を記載し、国産品及び原産国ごとの使用割合の多い順に、その産地及び使用割合を併記します。

②　なお、証明米であれば国産品及び原産国ごとの表示の次に括弧を付して、証明を受けた事項について産地、品種及び産年と対応する使用割合を併せて記載することができます。また、複数の証明米を混合して用いた場合にあっては、その一部の証明米について表示することができます。産地、品種及び産年の３つの表示項目の一部を表示する場合には、表示するすべての証明米について国産品及び原産国ごとに表示項目をそろえて記載しなければなりません。

2　具体的な表示例としては、次のようになります。

①　原料玄米が国内産のみの場合

	産　地	品　種	産　年	使用割合
原料玄米	複数原料米 国内産 （○○県 ○○県 ○○県）		 ○○年産 ○○年産 ○○年産	１０割 ５割 ２割 １割

②　原料玄米が輸入品を含む場合

	産　地	品　種	産　年	使用割合
原料玄米	複数原料米 アメリカ産 （アメリカ・○○州 国内産 （○○県	 ○○○○○	 ○○年産 ○○年産	 ８割 ７割） ２割 ２割）

なお、アメリカ産の括弧内の産地の記載について、一般に知られている地名を記載する場合には、括弧外の原産国名と重複するので、国名を省略しても差し支えありません。

3　また、「割」表示を並べることで表示が見にくくなると判断される場合は、以下の例のように、括弧外と括弧内の使用割合表示の列をずらす等により、見やすい表示となるよう努めてください。

（例）

	産　地	品　種	産　年	使用割合
原料玄米	複数原料米 国内産 （○○県 ○○県 ○○県）		○○年産 ○○年産 ○○年産	１０割 ５割 ２割 １割

列をずらす

（問１９）単一原料米以外の原料玄米について、「複数原料米」以外にどのような記載の仕方がありますか。

（答）

「複数原料米」のほか、「ブレンド米」、「混合米」、「多数原料米」、「多岐原料米」、「ミックス米」、「産地ミックス米」、「品種ミックス米」等表示と内容に矛盾がなく一般消費者に誤認を与えない用語であれば差し支えありません。また、全て未検査米の場合は「未検査米」、一部未検査米の場合は「一部未検査米」等と事実に即して記載することもできます。

（問２０）単一原料米以外の原料玄米の産地、品種又は産年を表示する場合、いわゆる三点セットではなくその一部を記載してもいいのですか。

（答）

1　単一原料米以外の原料玄米のうち、証明米が含まれている場合にあっては、いわゆる三点セットではなくその一部について対応する使用割合と併せて記載することができます。

2　ただし、この場合は記載する証明米について、表示項目は国産品及び原産国ごとに揃えて下さい。

3　具体的な表示例としては、次のようになります。

	産　地	品　種	産　年	使用割合
原料玄米	複数原料米 国内産 （○○県 ○○県） オーストラリア産	○○ヒカリ ○○ニシキ		５割 ３割 ２割 ３割

	（オーストラリア　３割 ） アメリカ産　２割 （アメリカ・○○州　２割 ）

（問２１）複数の証明米を混合して用いた場合、混合した原料玄米の一部についてだけ産地、品種又は産年を表示してもいいのですか。

（答）

複数の証明米を混合して用いた場合は、当該複数の証明米のうち一部の証明米のみについて表示することができます。

（問２２）例えば異なる原料玄米を７５％と２５％の割合で混合した場合は、使用割合はどのように記載したらよいですか。

（答）

このような場合は、事実に即して、小数点以下を使用し、記載して下さい。具体的な表示例としては、次のようになります。

	産　地	品　種	産　年	使用割合
原料玄米	複数原料米 国内産 （○○県 ○○県）	 ○○ヒカリ ○○ニシキ	 ○○年産 ○○年産	１０割 7.5割 2.5割）

（共通の表示方法関係）

（問２３）農産物検査法による証明とは具体的にどのようなものですか。

（答）

農産物検査法に基づく検査においては、証明書の交付又は包装への表示の形で産年、銘柄等の証明がなされます。一括表示欄には、この証明書等に記された産年及び銘柄（例：○○県△△ヒカリ）に基づき、産年、産地、品種を記載します。

（問２４）農産物検査法による証明は付されていませんが、他の方法により産地、品種及び産年が確認できる場合にも、これらを表示してはいけないのですか。

（答）

原料玄米の産地、品種及び産年の証明は、国産品であれば農産物検査法による証明に限られていますので、他の方法により産地、品種及び産年が確認できる場合でもこれらを表示することはできません。

（問２５）輸出国の公的機関等による証明とは具体的にどのようなものですか。

（答）

１　輸出国の政府、州政府若しくはその指定を受けた指定機関、認可団体等又は国際検査機関連盟に加盟する国際検査会社により証明され、証明書が添付されている場合をいいます。

２　なお、証明書を発行する機関としては次のような機関があります。

①　アメリカ

産地証明書（ＯＲＩＧＩＮ）は連邦穀物検査局（ＦＧＩＳ）又は州政府又は州政府指定機関が発行し、品種証明書（ＶＡＲＩＥＴＹ）及び産年証明書（ＣＲＯＰ　ＹＥＡＲ）は民間海外貨物検査株式会社（ＯＭＩＣ）が発行しています。

②　オーストラリア

産地証明書及び品種証明書は、州政府認可団体であるＲＩＣＥ　ＭＡＲＫＥＴＩＮＧ　ＢＯＡＲＤが発行し、産年証明書はＯＭＩＣが発行しています。

③　タイ

産地証明書はタイ商工会議所が発行し、産年証明書はタイ国貿易取引委員会が発行していますが、品種証明書は発行されていません。

④　中国

産地証明書は政府機関の中国国際貿易促進委員会が発行し、産年証明書は中国出入境検験検疫局（ＣＩＱ）が発行していますが、品種証明書は発行されていないようです。

⑤　国際検査機関連盟に加盟する国際検査会社

わが国では海外貨物検査㈱が加盟しています。

（問２６）産地について「一般に知られている地名」とは具体的にどのようなものですか。

（答）
1　国産品にあっては、「一般に知られている地名」とは、具体的には
①　郡名
②　一般に知られている旧国名（例　会津）
③　一般に知られている旧国名の別称（例　信州）
④　その他一般に知られている地名（例　魚沼）
等が考えられます。

2　輸入品にあっては、「一般に知られている地名」とは、国名を含む地名となります。（例　アメリカ・カリフォルニア）

3　玄米及び精米品質表示基準の原料玄米欄の記載は、国産品にあっては農産物検査法による証明がある場合に限り認められています。農産物検査法の証明では、産地は都道府県単位の証明であることから、その範囲で記載することができます。
　また、消費者への適切な情報提供の観点から、産地欄に一般に知られている地名を記載する場合は、その地名の区域がある程度特定できることが必要であり、特定できない地名を一般に知られている地名として記載することは不適切であると考えます。

（問２７）輸入品の場合、例えば「カリフォルニア産」等と国名を省略した形で表示することはできるのですか。

（答）
1　輸入した単一原料米にあってはその産地を、
①　原産国名（例　アメリカ）
②　一般に知られている地名（例　アメリカ・カリフォルニア）
のいずれかにより記載することとなっていますので、単に「カリフォルニア産」等と国名を省略した形で表示することはできません。

2　しかしながら、複数原料米について、原産国ごとに「○○産　○○割」と表示し、併せて括弧を付して、産地、品種又は産年とその使用割合を記載する場合においては、括弧外の原産国名と重複するので、「カリフォルニア産」等と国名を省略しても差し支えありません。

（問２８）精米年月日又は輸入年月日が異なるものを混合した場合、精米年月日又は輸入年月日をどのように表示すればいいのですか。

（答）

1　精米年月日又は輸入年月日が異なる２種類以上の原料玄米を混合した精米については、精米年月日又は輸入年月日のうち、最も古い精米年月日又は輸入年月日を記載することとなります。

2　最も古いものが輸入年月日である場合は、一括表示の様式中精米年月日を輸入年月日とすることとなります。

（問２９）証明米について、一括表示欄以外の場所に産地、品種又は産年を表示したい場合、どのように表示すればいいのですか。

（答）

1　単一原料米の場合、例えば「○○県産　□□ヒカリ」と表示をすることができます。

2　また、複数の原料米を使用した場合

①　原料の使用割合が５０％以上の場合は、「ブレンド」等の文字を産地、品種又は産年の文字のうち、最も大きな文字と同等程度以上の大きさで表示することにより、例えば「○○県産　□□ヒカリブレンド」と表示することができます。

②　原料の使用割合が５０％未満の場合は、その使用割合を産地、品種、産年の文字のうち、最も大きな文字と同等程度以上の大きさで表示することにより、例えば「○○県産　□□ヒカリ３０％使用」、「××県産、△△ニシキ３割使用」等と表示することができます。

1の例

○○県産
□□ヒカリ

2①の例

○○県産
□□ヒカリブレンド

2②の例

○○県産
□□ヒカリ３０％使用

（問３０）一括表示欄以外の場所に一括表示欄で記載されていない産地、品種又は産年を記載してはいけないのですか。

（答）

1　単一原料米の場合は、証明を受けた産地、品種及び産年を記載することとされていますので、一括表示欄で記載されていない事項を欄外に記載することは、玄米及び精米品質表示基準の表示禁止事項の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語に抵触す

ることとなりますので、表示することはできません。従って、欄外に産地、品種又は産年等を記載する場合は、一括表示の原料玄米欄においても記載されていなければなりません。

2　単一原料米以外の場合は、証明を受けた産地、品種及び産年の全部又は一部をそれぞれに対応する使用割合と併せて記載することができるとされていますので、証明を受けた内容であれば、一括表示欄で記載されていない産地、品種又は産年について、事実に基づき一括表示欄以外の場所に記載することは可能です。しかしながら、消費者に適切な情報を提供する観点から、一括表示欄以外の場所に記載する産地、品種又は産年は、一括表示欄内にも記載することが望ましいです。

（問３１）二期作の場合でも１２月３１日までに袋詰めしたものには、「新米」と表示していいのですか。

（答）

1　「新米」の用語は、玄米及び精米品質表示基準の規定により、表示禁止事項に該当し原則として表示できません。

2　しかし、例外として、

①　原料玄米が生産された当該年の１２月３１日までに容器に入れられ、若しくは包装された玄米

②　原料玄米が生産された当該年の１２月３１日までに精白され、容器に入れられ、若しくは包装された精米

であれば「新米」と表示できます。

3　したがって、二期作の場合でも１２月３１日までに袋詰めしたものは「新米」と表示できます。

（問３２）栄養成分を表示する場合、玄米及び精米品質表示基準で何か規定があるのですか。

（答）

1　ＪＡＳ法に基づく玄米及び精米品質表示基準では栄養成分の表示に係る規定は設けられていません。栄養成分の表示をしようとする場合には、健康増進法（平成１４年法律第１０３号）に基づいて表示をすることになります。この場合には玄米及び精米品質表示基準による一括表示の枠外に表示することになります。

２　なお、一括表示内にビタミン強化米等の混入物の名称、重量等を記載する場合は健康増進法に基づく表示を行う必要はありません。

（問３３）平成２１年１月の改正について、移行期間はどのくらいありますか。

（答）
平成２１年１月の改正については、平成２２年３月３１日までの移行期間を設けています。

（問３４）米トレサ法が施行された後も、玄米及び精米品質表示基準に基づく表示は必要ですか。

（答）
米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレサ法）により、平成２３年７月１日から、米穀事業者は指定米穀等の産地を一般消費者に伝達しなければならないこととなります。ただし、ＪＡＳ法により定められた品質表示基準に従って産地を表示しなければならない場合は、米トレサ法の対象外とされているので、引き続き玄米及び精米品質表示基準に基づく表示を行ってください。

【参考：問い合わせ窓口一覧】

〈消費者庁〉
消費者情報ダイヤル　TEL 03-3507-9999

〈各地方農政局・沖縄総合事務局〉

北海道農政事務所消費・安全部表示・規格課	（札幌市）	TEL 011-642-5490（代）
東北農政局消費・安全部表示・規格課	（仙台市）	TEL 022-263-1111（代）
関東農政局消費・安全部表示・規格課	（さいたま市）	TEL 048-600-0600（代）
北陸農政局消費・安全部表示・規格課	（金沢市）	TEL 076-263-2161（代）
東海農政局消費・安全部表示・規格課	（名古屋市）	TEL 052-201-7271（代）
近畿農政局消費・安全部表示・規格課	（京都市）	TEL 075-451-9161（代）
中国四国農政局消費・安全部表示・規格課	（岡山市）	TEL 086-224-4511（代）
九州農政局消費・安全部表示・規格課	（熊本市）	TEL 096-353-3561（代）
沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課	（那覇市）	TEL 098-866-1672

〈独立行政法人　農林水産消費安全技術センター〉

札幌センター　小樽事務所	（小樽市）	TEL 0134-33-5969
仙台センター	（仙台市）	TEL 022-293-3931
本部	（さいたま市）	TEL 048-600-2366
本部　横浜事務所	（横浜市）	TEL 045-201-7433
名古屋センター	（名古屋市）	TEL 052-232-2029
神戸センター	（神戸市）	TEL 078-304-7423
福岡センター　門司事務所	（北九州市）	TEL 093-321-2663

〈農林水産省〉

消費・安全局表示・規格課　　TEL 03-3502-8111（内線：4486,4487）

〈ホームページ〉

http://www.maff.go.jp/j/jas/index.html